

会 議 録

会議の名称	平成25年度第1回行田市下水道事業運営審議会
開催日時	平成25年8月8日(木) 開会：午後1時30分 ・ 閉会：午後3時20分
開催場所	水道庁舎 2階第3会議室
出席者(委員) 氏名	大河原梅夫 梁瀬里司 田尻要 金塚史郎 石塚二郎 鈴木正夫 相原香保留 長島善江 白鳥拓治
欠席者(委員) 氏名	
事務局	小林都市整備部長 長谷見下水道課長 五十幡主幹 中島主査 多田主任 岡田主事
会議内容	(1) 行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区(「第8負担区」) の設定及び単位負担金額について (2) その他 合流式下水道緊急改善事業について(報告)
会議資料	(資料名・概要等) ・ 行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区(「第8負担区」) の設定及び単位負担金額について ・ 合流式下水道緊急改善事業について
その他必要 事項	傍聴者なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局 会長	<p>市民憲章の唱和</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員紹介 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所長 金塚委員 行田市コミュニティ協議会 会長 鈴木委員</p> <p>3 事務局紹介</p> <p>4 部長挨拶（小林都市整備部長）</p> <p>5 挨拶</p> <p>本日、ご審議いただく内容は、「行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区（「第8負担区」）の設定及び単位負担金額について」である。</p> <p>受益者負担金は、下水道を整備する事業費の一部に当てるため、市民の皆様にご負担をいただくものである。</p> <p>公平・適正な負担の観点から、審議のほどお願いする。</p>
事務局	<p>本日の審議会は、委員定数9人に対し出席者は9人となっており、行田市下水道運営審議会条例第6条第2項の規定により委員の過半数が出席しており、本審議会は成立していることを報告する。</p> <p>また、本日の会議は、公開を原則とする。公開については、市ホームページ、市政情報コーナー等で公開する。なお、本日は、傍聴人がいないことを報告させていただく。</p> <p>それでは、議事の進行を大河原会長にお願いする。</p> <p>6 議事</p>
議長	<p>本日の議題、諮問第1号「行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区（「第8負担区」）の設定及び単位負担金額の設定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区（「第8負担区」）の設定及び単位負担金額の設定について」説明する。</p>
議長 委員	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問はあるか。</p> <p>工事の期間が平成25年度から平成34年度との説明があった</p>

事務局	が、負担金の告示は平成35年度になってから行うのか。
事務局	負担金の告示は、条例改正に基づき行われるため、先に告示を行う。
委員	末端管渠整備費について、消費税はどのように計算されているか。
事務局	現在の消費税5%で計算している。
委員	消費税は、最終的に10%になる見込みであるが、今回の350円は、消費税が引き上げられることにより変更されるのか。
事務局	途中で変更を行うことは考えていない。
事務局	今回の地区は工業団地で会社が多いため、事務局で最も負担が大きくなる場所を試算させていただいた。面積は約68,000㎡で、350円を乗じると2400万円弱となる。
委員	負担金が2400万円とのことだが、会社の汚水量はどの程度計算しているのか。
事務局	会社の水の使用形態にもよるが、多いところでは2ヶ月で100万円を超えるようなところもある。
委員	今回の地区は、平成26年度から負担金が発生するが、支払い方法はどのようになるのか。
事務局	負担金は、350円に面積を乗じて求めた金額になる。一般家庭で面積を150㎡とした場合、52,500円となる。負担金は、1度きりであるため支払いが終われば、完納となる。その後は下水道使用料のみの負担となる。負担金は、5年間で分割、更に1年当たり4回に分けて支払っていただく。一括での支払いも可能である。具体的に先ほどの例だと1回当たりの支払いは約2,600円になる。
委員	この分割に関しては、金利は発生しないのか。
事務局	金利などは発生しない。
委員	20回払いということによいか。
事務局	そのとおりである。
委員	建設費について、国庫補助金の他に、税金や下水道使用料は使わ

事務局	<p>れないのか。</p> <p>下水道使用料は、主に下水道の維持管理費として使用している。例えば、元荒川水循環センターで下水を処理する際に1立方メートル当たり40円かかるため、その費用としている。また、市内のポンプ場の維持管理の費用としている。税金は、下水道は特別会計であるため、一般会計から繰入金として入ってくる金額が税金に当たるものである。</p>
委員	<p>今現在、合流区域とされている地域が、今後徐々に分流となることはあるのか。</p>
事務局	<p>合流区域を分流区域に変更していくことは、現在のところ考えていない。これから新たに下水道を整備する地域は、分流式でしか整備できなくなっている。</p>
委員	<p>現在の合流区域はそのままということか。</p>
事務局	<p>そのようになる。</p>
委員	<p>負担金について、反対運動などが起こったことがあるか。</p>
事務局	<p>地元住民への説明を、工事を実施する前に行っている。その中で、負担金について説明を行い、ご理解いただいている。</p>
委員	<p>負担金は、支払われないと行政処分の対象となるのか。</p>
事務局	<p>受益者負担金は国税滞納処分の例により、支払われなかった場合は、滞納処分の対象となる。</p>
委員	<p>資料を見て、第2負担区から350円程度となっており、負担率も1/5にしているため、市もがんばっているなという感想を持った。</p>
議長	<p>他に、質問等があるか。なければ、今回審議した内容を市長に答申したいと考えているが、承諾いただけるか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議事が終了したので、議長の職をおろさせていただく。</p>
事務局	<p>それでは、次第「5 その他」として事務局から報告させていただきます。</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>副会長</p>	<p>「合流式下水道緊急改善事業について」進捗状況の説明を行う。</p> <p>説明した内容について、ご質問等があるか。</p> <p>評価をするという話があったが、現地で説明を受けたほうがわかりやすいと思う。現地の視察を考えていただけないか。</p> <p>承知した。現地視察について検討したい。</p> <p>8 閉会</p>
---------------------------------	---